

公表の対象となる用途の区分について

消防法施行令別表第 1 抜粋（特定防火対象物）

建物の種類 (項別)		用 途 等
(一)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(二)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関係特殊営業を営む店舗等
	ニ	カラオケボックス等
(三)	イ	待合、料理店等
	ロ	飲食店
(四)		百貨店、マーケットその他の物品販売営業を営む店舗又は展示場
(五)	イ	旅館、ホテル、宿泊所等
(六)	イ	病院、診療所等
	ロ	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等 (2) 救護支援施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設等
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター等 (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設等 (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設等 (5) 身体障害者福祉センター、地域活動支援センター等
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
(九)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等
(十六)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(十六の二)		地下街
(十六の三)		建築物の地階((十六の二)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

※ 一覧の用途等にあつては、消防法施行令別表第 1 から抜粋し記載しています。

一覧に記載がなく、あなたの所有（管理、占有）する建物がどの区分に該当するか不明な場合は、別海消防署へお問い合わせください。